

松江市高齢者バス割引乗車事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通弱者である高齢者の路線バス利用に係る普通旅客運賃の一部を松江市が負担することで、当該普通旅客運賃の実質的な割引を行い、高齢者の積極的な社会参加を促進するとともに、健康と福祉の増進を図ることを目的とする松江市高齢者バス割引乗車事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象者)

第2条 事業は、満70歳以上であり、かつ、松江市の住民基本台帳に記録されている者（以下「対象者」という。）を対象に行う。

(事業の実施方法)

第3条 事業は、対象者が松江市交通局又は一畑バス株式会社（以下「市内バス事業者」という。）が運行する路線バス（コミュニティバス、レイクライン、隠岐汽船接続バス、高速バスを除く。以下同じ。）を利用した際に、普通旅客運賃の支払いに高齢者優待ICOCA（西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）が発行するICOCAに事業の利用に必要な対象者の情報が登録されたものをいう。以下同じ。）を使用し、当該路線バスの利用に係る普通旅客運賃から120円を差し引いた額（以下「みなし普通旅客運賃」という。）を支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、路線バスの利用に当たり対象者が松江市内で乗車又は降車のいずれも行わない場合は、事業の対象としない。

(高齢者優待ICOCAの交付)

第4条 高齢者優待ICOCAの交付は、市内バス事業者が指定する窓口で行う。

(路線バスの普通旅客運賃不足分の補填)

第5条 市長は、前条の規定により高齢者優待ICOCAの交付を受けた者（以下「使用者」という。）が第3条の規定によりみなし普通旅客運賃を支払った場合は、当該使用者が支払うべきであった普通旅客運賃と当該みなし普通旅客運賃の差額を市内バス事業者の請求に基づき支払わなければならない。

(高齢者優待ICOCAの譲渡及び貸与の禁止)

第6条 使用者は、高齢者優待ICOCAを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(高齢者優待ICOCAの不正使用の禁止)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段によって高齢者優待ICOCAの交付を受け、又は高齢者優待ICOCAを不正に使用した者に対し、高齢者優待ICOCAを使用して割引を受けた運賃に相

当する額の支払いを求めることができる。

- 2 市長は必要があると認めるときは、使用者に対して、高齢者優待 ICOCA の使用状況について報告を求め、調査し、又は質問することができる。

(使用者死亡時等の手続)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、高齢者優待 ICOCA の返却その他の必要な手続きを市内バス事業者の指定する窓口において行わなければならない。

- (1) 使用者が死亡したとき。
- (2) 前号に掲げるほか、使用者が松江市の住民基本台帳に記録されないこととなったとき。

(使用者の情報の取得等)

第 9 条 市長は、使用者の同意を得て、高齢者優待 ICOCA の交付に当たり市内バス事業者が取得した使用者の情報及び使用者の路線バスの利用に係る情報を、市内バス事業者から取得することができる。

- 2 前項の情報に関する取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定によるものとする。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。